



(号外) 外

独立行政法人国立印刷局

平成二十一年度第四・四半期予算使用  
の状況(内閣)  
平成二十一年度第四・四半期国庫の状況(同)

## 〔公 告〕

## 官 厅 事 項

〔省 令〕  
○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令七五)

〔告 示〕  
○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令七五)

裁判所  
外国監査法人等関係  
除権決定、破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務  
の付記、型式住宅部分等製造者の認  
証、企業年金基金解散・清算人就任  
関係

地方公共団体  
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係  
(文部科学省九八、九九)

会社その他  
会社決算公告

○有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同一〇〇一~〇六)

○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件  
(同一〇七一~一〇)

○重要文化財の員数を改める件  
(同一一一一~一二)

○有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一一四、一一五)

○旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件  
(文化庁四一)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名稱を公表する件(厚生労働省令二〇二)

○都道府県知事の承認に係る医薬部品の一部を改正する件(同一〇一)

## 〔官 厅 報 告〕

○厚生労働省令第七十五条  
雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年六月二十七日  
(雇用対策法施行規則の一部改正)  
第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年厚生労働省令第二十三号)の一部を次のようにより改正する。  
附則第七条の次に次の二条を加える。

(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)  
第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るために援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対しても必要な助言その他の措置を行わなければならない。

職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これをを行わなければならない。

## 一、雇用促進計画の始期における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標

## 二、雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標

## 三、雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

## 四、雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間ににおける個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。)の有無

## 五、前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

## 六、職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他の履入れの促進に資する書類を交付することができる。

## 七、雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

## 八、雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

## 九、社会保険労務士法施行規則の一部改正

## 十、社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

## 十一、別表(第一条関係)第二十五号の次に次の二条を加える。

## 十二、二十五の二、雇用対策法施行規則(昭和四十一年厚生省令第二十三号)に係る申請等

## 十三、第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

## 十四、この省令は、公布の日から施行する。

## 省 令

厚生労働大臣 細川 律夫

○厚生労働省告示第二百二号  
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十一条第一項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせも・ただれ用剤、うおのめ・たご用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び塗用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫  
平成二十三年六月二十七日  
第七号の次に次の八号を加える。  
八 あせも・ただれ用剤(あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤又は軟膏剤のうちの一つ)

イ 有効成分の種類  
含有する有効成分の重頭は、別表第九の有効成分名の間に記載するものとする。

## □ 有効成分の配合割合

別表第九の如きに掲げる有効成分は含有されないものにないが、別表第九の項又は皿に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

(3) 別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とす。

(4) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルリチン酸二カリウム及びグリチルレチン酸は、同時に

配合してはならない。  
有功成分の分量

(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表

(2) 別表第九の(1)に掲げる有効成分を二種記載する場合は、当該有効成分として記載する濃度の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3) 別表第1のIに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の開き度の五分の一の濃度とする。

(4) 別表第九のⅡからⅤまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分」とにそれぞれ同

表の最大波目の幅における過度の十分の一の過度と  
効能及び効果

効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。

イ  
有効成分の種類  
ナ　シホのめ・カニ用茶  
（シホのめ・カニの虫害を防除と）で製造された紅色の茶葉のもの

含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。

有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パーセント以上五〇パーセント以下の範囲とする。

## 八 効能及び効果

かさつき・あれ用剤（手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、

軟膏剤の剤型のもの)

含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

## □ 有効成分の配合割合

別表第十の四



区分	有効成分名	最大濃度
I	酸化亜鉛 カラミン	五〇% 五〇%
II	イソプロピルメチルフェノール フェノール	○・一% 二%
III	d-カシナフル dl-カシナフル	一% 一%
IV	A項 ビタミンA油	二五〇〇国際単位パー/グラム
B項 酢酸トコフェロール トコフェロール	○・五% ○・五%	

(5) 別表第十四の I の A 項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」という)には、同表の I の B 項、III の A 項、C 項、D 項若しくは E 項、V 又は VI に掲げる有効成分を配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

二 効能及び効果

(1) メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。

(2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び創ずれとする。

(3) 別表第十四の III の A 項及び B 項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(ビタミン A-E 主剤製剤)の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

別表第十



X	IX				VII	VI	V	IV		III
	A項	D項	C項	B項				B項	A項	
ウム	葉酸	ビオチン	L-アスパラギン酸	L-アスパラギン酸カリウム	二コチニン酸アミド	アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸ナトリウム	塩酸ヒドロキソコバラミン	酢酸d-α-トコフェロール	リノ酸ビリドキシン
	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	300 mg	300 mg	60 mg	500 mg	100 mg	100 mg
	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	500 mg	500 mg	60 mg	500 mg	100 mg	100 mg
	100 mg	100 mg	100 mg	100 mg	500 mg	500 mg	60 mg	500 mg	100 mg	100 mg

H項	G項	F項	E項	D項	C項	B項				
グルクロン酸アミド	グルクロノラクトン	クエン酸鉄第一鉄	グルクロノラクトン	グリセロリン酸カルシウム	クエン酸カルシウム	オロチニ酸コリン	L-クエン酸システィン	L-バリン	ジクロロ酢酸ジイソプロピル	アミノ酢酸
グルクロン酸	グルクロン酸	無水リシン酸水素カルシウム	リシン酸水素カルシウム	炭酸カルシウム	グリセロリン酸カルシウム	オロチニ酸	DL-メチオニン	レオニシン	重酒石酸コリン	アミノ酢酸
一〇〇〇〇 mg	一〇〇〇 mg	一〇〇〇 mg	三〇〇〇 mg	三〇〇〇 mg	三〇〇〇 mg	二〇〇〇 mg	一六〇〇 mg	六〇〇〇 mg	八〇〇〇 mg	一五〇〇〇 mg
二〇〇〇 mg	二〇〇〇 mg	一 mg	三〇〇 mg	三〇〇 mg	三〇〇 mg	一〇 mg	一〇 mg	二四〇〇 mg	二四〇〇 mg	二〇〇〇 mg

三

- |  |        |        |       |      |
|--|--------|--------|-------|------|
| エキスの場合   | 七五〇mg  | エキスの場合 | 七五〇mg |      |
| 粉末の場合  | 五〇mg   | 粉末の場合  | 五〇mg  |      |
| エキスの場合   | 一〇〇mg  | エキスの場合 | 一〇〇mg |      |
| 粉末の場合  | 六〇〇mg  | エキスの場合 | 六〇mg  |      |
| エキスの場合   | 三〇〇mg  | エキスの場合 | 三〇mg  |      |
| ○略   | 粉末の場合  | 五〇mg   | 粉末の場合 | 五〇mg |
| エキスの場合   | 六〇〇mg  | エキスの場合 | 六〇〇mg |      |
| 粉末の場合  | 五〇mg   | エキスの場合 | 五〇mg  |      |
| エキスの場合   | 二五〇    | エキスの場合 | 二五〇mg |      |
| 粉末の場合  | 五〇mg   | 粉末の場合  | 五mg   |      |
| エキスの場合   | 三g     | エキスの場合 | 〇・六g  |      |
| 粉末の場合  | 一・五g   | 粉末の場合  | 〇・三g  |      |
| エキスの場合   | 四〇〇mg  | エキスの場合 | 四〇mg  |      |
| エキスの場合   | 五五〇mg  | エキスの場合 | 五五mg  |      |
| 粉末の場合  | 三〇〇mg  | 粉末の場合  | 三〇mg  |      |
| エキスの場合   | 七五〇mg  | エキスの場合 | 七五mg  |      |
| 粉末の場合  | 三一・五mg | 粉末の場合  | 三mg   |      |
| エキスの場合   | 一〇〇mg  | エキスの場合 | 一〇mg  |      |
| 粉末の場合  | 三一g    | 粉末の場合  | 〇・三g  |      |
| エキスの場合   | 一〇g    | エキスの場合 | 三〇mg  |      |
| 粉末の場合  | 五〇〇mg  | エキスの場合 | 三〇mg  |      |
| エキスの場合   | 三〇〇mg  | エキスの場合 | 三〇mg  |      |
| 粉末の量は、一回最大分量である。   |        |        |       |      |
| 硝酸ビスチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。  |        |        |       |      |
| チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。   |        |        |       |      |
| 塩酸フルスルチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。  |        |        |       |      |
| 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びベンフォチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。   |        |        |       |      |
| チアミンジスクレオチドに換算した量である。  |        |        |       |      |
| リボフルビンナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフルビンに換算した量である。   |        |        |       |      |
| 酢酸チノール、バルチミン酸チノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。   |        |        |       |      |
| エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンD <sub>3</sub> に換算した量である。  |        |        |       |      |
| コハク酸D <sub>3</sub> - $\alpha$ -トコフェロールカルシウムの一回最大分量及び一日最小分量は、コハク酸D <sub>3</sub> - $\alpha$ -トコフェロールに換算した量である。 |        |        |       |      |

別表第十四

				III		II		I		区分
E項		D項	C項	B項	A項	B項	A項	有効成分名		
エルゴカルシフェロール	ジバルチミン酸ビリドキシン	塩酸ビリドキシン	リボフラビン	酢酸トコフェロール	ビタミンA油	酢酸レチノール	dl-メントール	dl-カンフル	イソプロビルメチルフェノール	塩酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン
—	—	—	—	—%	—%	—○%	—○%	—○%	—○%	○·—%
—	—	—	—	○·四%	二五〇ラム位〇バ〇一国	二五〇ラム位〇バ〇一国	二五〇ラム位〇バ〇一国	二五〇ラム位〇バ〇一国	—	○·—%
グ際一ラム位〇バ〇一国	○·一%	○·一%	○·一%	二二%	—	—	—	—	○·一%	○·—%
ラ單一〇位〇バ〇一国	○·一%	○·一%	○·一%	○·一%	—	—	—	○·一%	○·一%	○·—%

11 塩酸ヒドロキソコバラミン及び酢酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

12 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

13 分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

14 クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第一鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。

15 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

6 ホトコブの使用部位は、葉である。

卷之十

2 ソルベの濃度のグルコニン酸クロルヘキシジンに換算した量である  
2 醋酸レチノール、バルミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、  
ビタミンAに換算した量である。